

○河内長野市公共施設再配置計画策定検討委員会設置条例

平成 28 年 3 月 29 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 河内長野市が保有する公共施設について、将来にわたって健全な形で維持し、保有し続けるために、実際の公共施設のあり方に関する計画(以下「公共施設再配置計画」という。)を策定するため、河内長野市公共施設再配置計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 公共施設再配置計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が委員会の目的達成に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務を終える日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者又は関係機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、第 2 条に規定する事務の終了をもって、その効力を失う。